

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 18 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 5 年 5 月 19 日(金) 午後 14 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第18回委員会議事録

1. 開催日時 令和5年5月19日(金) 午後14時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)
阿部 貴 史
須川 直 樹
渡邊 英 敏
疋田 一 則
山本 勇
濱田 貴 史
阿部 義 広
森崎 眞 吾
山尾 和 久
藤本 昭 夫
齋藤 信 二
清家 皆 一
本庄 新
- 欠席委員 小野 裕 佳
- 事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主査
- 農林水産部 高野審議監
- 漁業管理課 大屋課長、甲斐主任
- 水産振興課 大塚課長、上田技師
- 臨席者 なし
4. 議事録署名委員 本庄委員、清家委員
5. 協議事項及び審議の結果
第1号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について

審議の結果 異議のない旨答申することにした
第2号議案 別府湾南部海域における「まきえ船釣り等」の承認について
審議の結果 原案のとおり承認した

6. 審議概要

事務局長 それではただいまから、第22期第18回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行をさせていただきます事務局長の倉橋です。よろしくお願いいたします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名14名の委員さんが出席しておりますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、はじめに高野農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。

高野審議監 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。ここで、お手元の「職員出入り表」をご覧ください。5月15日付けで人事異動がありましたのでご報告いたします。事務局の関係職員の異動はありませんでしたが、本日出席の漁業管理課長、水産振興課長が交代しておりますので、自己紹介をお願いします。

(自己紹介 / 大屋漁業管理課長、大塚水産振興課長)

事務局長 高野審議監につきましては、業務重複のためここで退席いたします。

資料は、本日もタブレットで用意しております。タブレットの画面に議案書がありますのでご確認ください。紙の資料が必要な方は挙手をお願いいたします。また、参考に遊漁者に配布する「遊漁者の皆さんへ」というパンフレットを配布しております、ご確認ください。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をお願いします。

議長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。清家委員と本庄委員をお願いします。それでは議事に入ります。第1号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。事務局から説明してください。

事務局長 議案書の3ページをご覧ください。議案の説明に入ります前に、今回大分県知事から今年度内に予定される許可手続について一括して諮問が行われておりますので、考え方

について先にご説明します。

許可の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間につきまして、令和2年の漁業法改正により、新たに許可をする前に海区漁業調整委員会への諮問が義務づけられたところです。一方、その内容は、毎年許可を行うものや、有効期間が満了することによる単なる更新のような内容が多く、従前のものから変更がないものがほとんどです。

こうした状況を踏まえ、県ではこれまで分散して諮問していた本議案を年度当初に集約し、諮問回数の削減を図りたいとの意向です。事務局としましては、委員の皆様には許可の制限措置の説明に併せて、当該年度における連調委等の開催予定をご説明することにより、許可手続における年間の流れ及び当委員会の役割をイメージしやすくなるのではと考えております。また、事務局の事務軽減にもつながるものと考えております。

諮問に関する法律の規定を確認します。漁業法第42条第3項において、「都道府県知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されていることから、県は制限措置の内容と申請期間を定める前に諮問する必要がありますが、その時期については明記されていないため、各県による柔軟な対応が可能となっています。したがって、法律上、諮問を集約することについては何ら問題が無いものと考えております。

続いて、今後の方針でございますが、県の考えは次のとおりです。

「2. 今後の方針」をご覧ください。

まず、一つ目の黒の四角ですが、当該年度中に許可を行う予定となっている漁業については、年度初めに一括して諮問を行うこととします。該当する例としましては、許可の有効期間が満了する、いわゆる更新に当たるものや、県外からの入漁許可でその根拠となる協定等の更新が例年行われているものを想定しています。

次に、このように事前に諮問をしていたとしても、諮問後の状況が変わる可能性も考えられます。このような場合においては、次の黒の四角にありますように、諮問後の状況変化により、制限措置の内容及び申請期間を変更する場合は、再度諮問をすることとしております。想定される例としましては、他県との協定が更新されなかった場合や、その他新たに漁業調整上の支障が生じた場合等があります。

年度中にあらかじめ予定されているものについての対応は以上のとおりですが、例年これとは別に、新規の許可要望等が出る場合があります。こうしたものへの対応としましては、3つ目の黒の四角にありますように、その都度諮問を行うようにしたいとされております。

今回の諮問も、この考え方に基づき令和5年度中にあらかじめ予定されている漁業をまとめてご説明しますので、ご意見等があれば、議案説明後にまとめていただくようお願いいたします。

それでは、議案の説明に入ります。議案書の2ページをご覧ください。

知事許可漁業のうち、いか棒受け網漁業の短期許可及び令和5年度

中に許可の有効期間の満了を迎える漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

4ページをご覧ください。知事からの諮問文です。5ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、

「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 令和5年度中に公示する予定の漁業の概要」です。今年度中に公示を予定している8種類について、表の形にしております。

それぞれの漁業の概要について説明します。はじめに、表の一番上「いか棒受け網漁業」です。これは、夜間、漁船に明かりを灯して海面を照らし、集まった魚介類を網ですくい取る漁法で、主な漁獲対象種は「いか」です。今回公示に至った背景は、県南地区の漁業者からの要望に伴うものです。要望書は8ページに添付しておりますので、後ほどご確認ください。公示の時期は、今年の6月上旬を予定しております。

続いて、上から2段目と3段目、山口県漁業者及び宮崎県漁業者が本県海域にて行うふぐはえ縄漁業について合わせて説明します。ふぐはえ縄漁業は、一本の幹縄（みきなわ）に針のついた枝縄（えだなわ）を一定間隔で取り付けた漁具で魚をとる漁法で、主な漁獲対象種は「ふぐ」です。

当漁業は、本県では昭和62年に許可漁業となりました。当時、他県の漁業者で、大分県海域で操業していた者に対しては、引き続き入漁を許可することとした経緯があり、それ以降山口県とは毎年覚書を締結して入漁許可を出しており、宮崎県漁業者に対してもこれに準じた取扱いをしております。今年も山口県との覚え書きが更新されれば、許可の有効期間が満了することに伴い、公示を行うものです。公示の時期は、いずれも8月下旬頃を予定しています。

次に、「小型機船底びき網漁業手繰り3種貝けた網漁業」です。これは、「けた」と呼ばれる鉄製の枠のついた網を海底に沈めてひいて魚介類をとる漁業で、主な漁獲対象種は、「かれい類やくるまえび等」です。

この漁業は、山口県、福岡県と海域を共有する周防灘において行う

ものであるため、毎年周防灘三県連合海区漁業調整委員会において、操業上の取り決めを決定しております。今年度の委員会の開催は現在調整中ですが、当漁業の操業始期について承認された場合に、公示を行うものです。公示の時期は、周防灘三県連合海区漁業調整委員会における承認後となります。

続いて、宮崎県漁業者及び愛媛県漁業者が本県海域にて行う中型まき網漁業について合わせて説明します。

この漁業は、集魚灯を用いて集めた魚群を帯状の網で取り囲んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「いわし、あじ、さば」です。従来より、各県間との協定又は覚え書きに基づき、愛媛県及び宮崎県と相互に入漁しているもので、今年も例年どおり更新されれば、許可の有効期間満了に伴い、公示を行うものです。公示の時期は、いずれも10月頃を予定しています。

続いて、愛媛県漁業者におけるはえ縄漁業です。漁法は先ほどご説明したものと同様で、主な漁獲対象種は「たい、はも、ふぐ」です。こちらは両県間の覚え書きに基づき、ふぐはえ縄漁業については従来より相互に入漁、たいはえ縄漁業は昨年初めて1件許可しておりますが、はもはえ縄漁業はこれまで許可実績がありません。しかし、申請があった場合は覚え書きに基づき許可する必要があります。今年も覚え書きが更新されれば、許可の有効期間満了に伴い、公示を行います。公示の時期は、10月頃を予定しております。

最後に、山口県漁業者による小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業についてです。この漁業は、海底に沈めた網をひき、魚介類を袋網に追い込んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「えび類、雑魚」です。

従来より、両県間の協定に基づき山口県と相互に入漁しているもので、今年も協定が更新されれば、許可の有効期間満了に伴い、公示を行います。公示の時期は、12月下旬頃を予定しております。

ここで、県外入漁について状況等をご説明します。次のページ（P6）をご覧ください。県外漁業者の入漁に関する具体的な取り決めは、各県間もしくは漁業者間において締結する協定又は覚書によって定めることとしております。各県間の協定等は次のとおりです。まず、山口県とは、例年8月頃開催している周防灘三県連合海区漁業調整委員会において、内容の更新について協議しています。次に愛媛県とは例年9月頃開催している豊予連合海区漁業調整委員会において、内容の更新について協議しています。最後に、宮崎県とは、例年9月頃開催している大分・宮崎連合海区漁業調整委員会において、内容の更新について協議しています。なお、この協定は異議の申し出がない場合は1年間に限り自動更新されるため、昨年度は委員会は開催しておりません。今年も開催予定です。現在の協定及び覚え書きにつきましては、後ほど制限措置の内容を説明する際に、併せて確認します。

次に、現在の入漁の状況です。下の図をご覧ください。大分県を中心に、矢印の方向が入漁の方向を示し、各県との入漁の状況を表しています。山口県との小型機船底びき網漁業については、本県から12

隻、山口県から73隻の相互入漁、ふぐはえ縄漁業については、山口県から6隻の一方入漁です。

愛媛県との中型まき網漁業については、本県から5隻、愛媛県から4隻の相互入漁、はえ縄漁業については、本県から4隻、愛媛県から3隻の相互入漁となっています。

宮崎県からの中型まき網漁業については、本県から6隻、宮崎県から12隻の相互入漁、はえ縄漁業については、宮崎県から10隻の一方入漁となっています。

続いて、「3 本件公示の制限措置の内容」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。次のページ(P7)をご覧ください。

はじめに、いか棒受け網漁業です。こちらは、表の左から2番目にある「許可等をすべき船舶の数」のみ従来から変更となります。昨年度は36隻が上限数でしたが、今年度は漁業者からの要望により、35隻としております。次のページ(P8)に要望書がありますので、ご覧ください。要望書の一番下に「5) 許可要望隻数」がありますが、35隻となっています。前のページ(P7)にお戻りください。表の説明を続けます。その他の内容については変更無く、順番に確認しますと、「許可等をすべき船舶の数」の右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、その右の欄の「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりますが、9ページに図面を掲載していますのでご覧ください。こちらの図面は、佐伯市沿岸海域を示したものですが、この中で斜線を引かれた箇所が操業区域です。

表の説明に戻ります。7ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、要望に基づき「8月1日から9月30日まで」の2ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「佐伯市(弥生、本匠、宇目及び直川を除く)に住所を有する者」です。一番右の欄の申請期間については、後ほどまとめてご説明します。以上が、いか棒受け網漁業についての説明です。

続いて、「県外漁業者の行うはえ縄漁業」です。10ページをご覧ください。こちらの漁業は、山口県・宮崎県・愛媛県からの入漁に関するものですが、いずれも制限措置に変更がありませんので、上段の山口県漁業者の許可を例に説明します。

表の左から3番目の欄からですが、「許可等をすべき漁業者の数」、その右の欄の「船舶の総トン数」、その右の欄の「推進機関の馬力数」は、制限を定めなため「定めなし」としています。さらに、その右の欄の「操業区域」は、豊後水道の大分県海域で共同漁業権区域を除く海域となっています。

続いて「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「8月20日から翌年の3月31日まで」の約7ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「豊後水道における山口県の大分県入漁の許可に関する覚書」に基づいて入漁する者で、この覚書については次のページに掲載しております。次のページ(P11)をご覧ください。山口県からの入漁に関する覚書です。第1条に入漁できる海域、第2条に許

可を受けることのできる者の基準、第3条に許可の有効期間が定められています。次の(P12)ページをご覧ください。愛媛県との相互入漁に関する覚書です。第1条は漁業調整上の境界線を規定しております。14ページをご覧ください。図面の中央に引かれた太線が境界線であり、この線より大分県側であって、共同漁業権以外が操業区域となります。12ページに戻っていただきまして、第2条が区域に関する規定、第3条が隻数となっています。以上が、県外漁業者の行うはえ縄漁業です。

続いて、小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業です。15ページをご覧ください。

この漁業は、大分県海域のみで行うものと、大分県海域に加え周防灘三県の共通海域で行うものとで許可が異なります。こちらも従来の許可から内容に変更ありませんので、上段の大分県海域のみで行うものを例に説明します。

表のいちばん左の欄の「番号」は、「2-2-2」です。その右の欄の「漁業種類」は、「手繰第3種貝けた網漁業（大分県専管海域）」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、「77隻」です。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、その右の欄の「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」です。さらに、右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりですが、17ページと18ページに図面を掲載していますのでご覧ください。いずれも豊前海を示しており、17ページの図の斜線部が専管海域の操業区域、18ページの図の斜線部が3県共通海域を含めた操業区域です。

表の説明を続けますので、15ページお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「令和5年10月8日から令和5年11月9日まで」の1ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「中津市（三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。）、宇佐市（安心院町及び院内町を除く。）又は豊後高田市に住所を有する者であって、手繰第2種こぎ網漁業の許可を有する者」です。

以上が、小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業についての説明です。

続いて、「県外漁業者の行う中型まき網漁業」です。19ページをご覧ください。こちらも従来の許可から内容に変更ありませんので、上段の宮崎県漁業者の許可を例に説明します。

まず、表の左から2番目の欄の「漁業種類」は、大分県では魚種を限定しておりますので、「いわし、あじ、さばまき網漁業」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、現在の協定に基づいた大臣枠隻数である3隻としています。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン以上15トン未満」、その右の欄の「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。その右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりですが、21ページに図面を掲載していますの

をご覧ください。左の図で色をつけている部分が、いま説明している「5トン以上15トン未満」の操業区域です。右の図は、それより大きい船「15トン以上20トン未満」の操業区域図です。15トン未満と15トン以上で操業区域が少し異なるので、許可を分けて制限措置を公表します。

表の説明を続けますので、19ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「12月1日から翌年の11月30日」までの周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「宮崎県知事から中型まき網漁業の許可を受けた者であって、「大分県・宮崎県入会海域におけるまき網漁業の操業に関する覚書」に参加する者」です。22ページに宮崎県との入漁に関する協定を掲載しておりますのでご覧ください。入漁の海域、統数、設備の制限等を定めています。また、次のページ（P23）の覚書は、操業についての細かいルールを定めたものです。

愛媛県漁業者への許可についても、これまでと内容に変更はありませんが、1点補足して説明します。

19ページにお戻りください。最下段、愛媛県の許可ですが、左から2番目の欄「許可等をすべき船舶の数」です。今回、昨年度の愛媛県からの要望数である4隻としております。今年度の連調委において、これを上回る要望が出た場合は、再度委員会に諮問の上公示したいと考えますが、これを下回る要望が出た場合は、特に漁業調整上の支障もないと思われまますので、再度の諮問はせず公示したいと考えておりますので、これについてもご審議願います。また、愛媛県との入漁に関する協定書を24、25ページに、操業に関する覚書を26ページに掲載しておりますのでご覧ください。漁業調整上の境界線、入漁海域、入漁統数等を定めています。

以上が、県外漁業者の行う中型まき網漁業です。

最後に、山口県漁業者の行う小型機船底びき網漁業です。

27ページをご覧ください。

まず、表の左から2番目の欄の「漁業種類」は、「手繰第2種こぎ網漁業」で、その右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、現行の協定に基づき「120隻」です。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、その右の欄の「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」で従来どおりです。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりますが、30ページに図面を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

これは、周防灘三県に関する海域を示したもので、斜線を引いた区域が、福岡県・山口県・大分県の三県共通海域で、灰色で着色された区域が、今回公示する許可に関する大分県海域です。今回の大分県知事の許可により、山口県漁業者は灰色で着色された区域で引き続き操業できることとなります。

27ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、従来どおり「4月1日から翌年の3月31日まで」の1年間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「山口県知事から小

型機船底びき網漁業手続第2種漁業の許可を受けた者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と大分県の間の入漁協定に基づいて入漁する者」です。この協定を31ページ、32ページに掲載しておりますのでご覧ください。こちらは、大分県・福岡県・山口県の三県での合意事項であり、各県の管轄海域の区域、許可の操業区域等を定めています。33ページは区域を示す各点の位置を示す文言を記載しており、その次のページ（P34）は、大分県と山口県との合意内容となっております。

以上が、山口県漁業者の小型機船底びき網漁業についてです。

35ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」です。まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は、大分県漁業調整規則第11条第2項に規定される原則の1ヶ月間を設定します。1ヶ月の申請期間をとると漁業の時期の喪失につながる場合等、例外的な場合は短縮することも可能ですが、今回は該当有りません。

一方、許可する船舶や漁業者の数に上限を設けない場合及び山口県の小型機船底びき網漁業を除いた県外漁業者の入漁は、公示の日から許可の有効期間はいつでも申請可能とする周年としています。

これを踏まえ、下の表をご覧ください。申請期間を1ヶ月間で設定するのは、いか棒受け網漁業が「令和5年6月1日から同年7月1日まで」、小型機船底びき網漁業手続第3種貝けた網漁業のうち専管海域が「令和5年8月25日から同年9月25日まで」、共通海域が「令和5年9月1日から同年10月1日まで」、山口県漁業者の小型機船底びき網漁業が「令和6年1月26日から同年2月26日まで」です。その他は周年として設定します。申請期間については以上です。

次のページ（P36）をご覧ください。「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第15条第1項において規定されており、本日説明した漁業はいずれも5年間とされています。

一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回、小型機船底びき網漁業手続第3種貝けた網漁業を除いた他の漁業について、その有効期間を短縮したいと考えております。まず、①いか棒受け網漁業です。従来から、漁業調整上の問題がないかの確認が必要であることから、漁業時期のみ許可を行っているもので、漁業時期である2ヶ月間に短縮します。

次に、②他県から本県への入漁許可です。県外入漁については、いずれの漁業も、毎年漁業調整上の問題が無いかの確認が必要であり、関係する連合海区漁業調整委員会で協定及び覚書の更新について合意された後に許可の更新に至ることから、従来と同様に1年間に短縮します。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

次に、第2号議案の「別府湾南部海域における「まきえ船釣り等」の承認について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の37ページをご覧ください。

3月15日に開催した第17回委員会で、別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の禁止についての委員会指示の発出が決定されたことから、大分海区漁業調整委員会告示第5号第1項のただし書に基づく承認申請があったものでございます。

今回は各団体等から計317件の申請が出ております。

この申請の承認とともに年度途中で申請が出た場合は、適宜承認のうえ、本委員会に報告することについても併せてご審議願います。

次のページ(P38)に年度当初の申請件数を載せています。一番下の合計欄をご覧くださいますと昨年度に比較しまして、31件減少して、317件となっております。

40ページをご覧ください。ここに平成25年度からの年度別の承認実績の推移を載せていますが、一番下の総計欄に記載していますように承認件数は年々減少しており、令和4年度実績は365件で前年度から15件減少しております。

ご参考のために、41ページから48ページには3月31日に発出した委員会指示の写しと漁場利用協定の写しを載せております。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第2号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第2号議案については原案のとおり申請を承認することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第2号議案については原案のとおり承認

し、年度途中で申請が出た場合は、適宜承認のうえ、本委員会に報告することとします。

次に「大分県資源管理指針の変更について」事務局から報告してください。

事務局長

議案書の49ページをご覧ください。大分県資源管理指針の変更についてです。これは毎年、検討を加え、必要があれば見直すものとされています。当該指針の変更にあたっては、海区漁業調整委員会に付議することとされていますので、今回、報告するものです。詳しい内容については、水産振興課からご説明します。

上田技師

水産振興課の上田でございます。それでは説明させていただきます。

資源管理指針とは、都道府県が、今後の資源管理のあり方の基本方針として、魚種又は漁業種類ごとの具体的管理方策を策定したものです。

漁協各支店で策定している資源管理計画は、本指針に沿って作成することになっています。50ページから67ページが変更案です。68ページから新旧対照表、79ページから「資源管理指針・計画作成要領」です。

68ページをご覧ください。新旧対照表で説明させていただきます。右側が現在の指針、左側が今回の改正案です。変更部分を赤字にして下線を引いています。全体をとおしまして、国の統計データや資源評価の発表に伴う数値及び表現の更新のみとなっております。

「図2 大分県の魚種別漁獲量の推移」のグラフをご覧ください。左側の改正後では、令和3年のデータを追加しております。また、それに伴い文章中の赤字部分の数字も更新しています。

続いて、令和3年のデータを追加し、更新したのが69ページのサワラ及びアサリ、70ページのクルマエビ及びタチウオ、71ページのアワビ類及びガザミ類、72ページのタコ類及びウニ類、73ページの上のナマコ類です。

なお、73ページの下ハモ類ですが、国が公表する農林水産統計の集計対象となっていないため、現在、漁獲量データを独自に集計しています。そのため、令和3年の部分を集計中としています。また、右側の現行部分の「(1) 資源及び漁獲の状況」の赤字部分ですが、「近年300～400トン前後で推移している。このことから、資源量は安定していると推測される。」とありますが、令和2年の漁獲量が124トンと大幅に減少したため、「近年300トン前後で推移しているが、令和2年は124トンまで減少している。」に変更しております。74ページの上をご覧ください。ハモの記述が続きますが、「(2) 資源管理の目標」について、現行は「近年漁獲量が安定していることから、」とありますが、令和2年に漁獲量が減少したことを受け、

「令和2年を除けば、近年漁獲量が安定していることから、今後の漁獲量の動向を注視し、」に変更しております。

74ページ中段をご覧ください。まき網漁業の漁獲量の推移のグラフに令和3年のデータを追加し、更新しています。「(1)資源及び漁獲の状況」について、現行は「前年に比べ大きく増加した。これは、マイワシの漁獲量が大きく増加したことによる。」とありますが、令和3年は令和2年と比べて漁獲量が大きく減少していますので、「前年に比べ大きく減少した。」に変更しております。

続いて75ページから77ページには、各漁業種類のグラフに令和3年のデータを追加し、更新しています。以上でございます。

議長 ただいまの報告にご質問等はありませんか。

議長 あさりやくるまえびがかなり減少傾向ですが、色々と手立てはしていると思いますが、何か抜本的な方策はないのでしょうか。

上田技師 あさは全国的に減少しています。くるまえびは放流に支援もしていますが現状として減少傾向です。

議長 何か皆様質問はありませんか。

疋田委員 鶴見では、昨年くるまえびの漁獲量が前年よりも倍程度に増えました。単価も変化がなく下がりませんでした。

議長 放流量や方法を変えたというのがありますか。

疋田委員 方法はいつも一緒です。

議長 何か効果があるような事例があれば参考にできるのですが。

大塚課長 くるまえびについては、そのまま放流すると害敵に食べられやすいということで、放流する前に砂に潜る力をつけて放流することが効果的であることがわかっています。そのため、漁業者の皆様はご苦労をかけて、囲い網で馴致させてから放流してきたのですが、近年なるべく労力のいらぬ被せ網に放流方法を変えています。

佐伯の番匠川でも被せ網で数年前から馴致をしています。そのやり方だんだん上手になってきていることが、昨年鶴見でくるまえびが増えた成果ではないかと思っています。こういうやり方を県下全域に広めることで、くるまえびの漁獲量を増やしたいと考えています。

ただ、令和3年の大分県のくるまえびの漁獲量は17tなのですが、これでも全国3位です。全国的に少ない状態が続いており、海の状況が人の努力を超えるほど変わってきているというのもあるようで

す。しかし、漁業者の皆様の放流意欲も高いことから、県としてもなんとか漁獲量が回復するようにとりくんでいきたいと考えています。

渡邊委員 豊前海でも昨年から囲い網に取り組んでいます。水温上昇とか栄養塩の問題なのか、放流した場所にくるまえびが居つかないようです。昔なら3、4か月くらい放流した場所の周辺でとれたこともあったのですが、今はくるまえびが沖に出たタイミングで台風と合致したら漁獲がないまま、移動してしまいます。

囲い網や被せ網など馴致の問題ではなく、移動しない高水温に耐えるような種苗がよいのではないのでしょうか。

大塚課長 そのような側面もあるとは思いますが、種苗の質を変えるのは時間もかかりますし難しいと思います。そういう中でどうやって豊前海で獲れるようにするかについては、豊前海のくるまえびは西から東に移動していくことが分かっています。このあたりもきっかけにして少しでも漁獲量があがるように放流を誘導したいと考えています。

議長 よろしいでしょうか。他にありませんか。

藤本委員 姫島では、えび会社が生産したくるまえびを1か月くらい中間育成して、200～300万尾毎年放流しています。中津や香々地の沖とかで放流もしたのですが、漁獲があがらない状況です。極端に多い年が1年あったものの10年くらいはこの状況が続いており、皆、「放流した分効果があがらない」と、不思議に思っています。しっぽを切って効果をみる方法もあるようですが、実態がつかめていないようなので、県と協力して放流効果ができるよう調べていきたいので、よろしくお願いします。

大塚課長 こちらこそよろしくお願いします。

議長 漁業者はいろいろと放流努力をされているので、実を結ぶような形になれば、資源管理もさらに上手くいくと思いますので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

次に「漁業法第69条第1項に基づく漁業権の免許に係る審査要領の作成について」事務局から報告してください。

事務局長 議案書の85ページをご覧ください。

その他の②「漁業法第69条第1項に基づく漁業権の免許に係る審査要領の作成について」です。個別漁業権の免許に関し、同一の漁業権に対して免許の適格性を有する二者以上から申請があった場合における審査基準を作成する必要があることから、その内容について報告を行うものです。

次のページ(P86)が報告に係る鑑文です。

次のページ（P 8 7）をご覧ください。まず、1の「審査基準について」です。

行政手続法第5条の規定に基づき、行政庁は許認可事務を行うための審査基準を定めるものとされています。下の網掛けの枠内をご覧ください。行政手続法の関係規定を抜粋したものです。審査基準の設定根拠となる第5条第1項に太字下線を引いています。

ただし、全ての事務について審査基準を定めるというわけではなく、いくつか例外があり、そのうちのひとつを米印で記載しております。法令の定めが具体的であり、当該規定のみで許認可の判断が可能である場合は、別に審査基準を定める必要はありません。

行政手続法の規定はこのようになっており、漁業権の免許は、法律を根拠とする処分となるため、これらの規定の適用対象です。よって、法令の定めだけでは許認可の判断を行うのに不十分な場合に、審査基準を定め、公にする必要があります。

また、漁業権を免許する際には、免許に先立ち審査結果を海区漁業調整委員会へ説明することから、それに関係する審査基準の設定に関し、今回案段階の内容について説明を行い、ご意見をいただくものです。

次のページ（P 8 8）をご覧ください。2の「漁業法における免許の基準」についてです。漁業権の免許を受けることのできる者の基準は、漁業法第71条及び第72条において具体的に規定されています。

内容を簡単に説明しますと、下の網掛けの枠内ですが、免許をしない場合として、個別漁業権の場合は「申請者が法令を遵守しない者、暴力団員等である者等である場合」、団体漁業権の場合は「関係地区内に住所を有する漁業者のうち3分の2以上が組合員でない場合」、その他漁場計画と異なる内容の申請があったときや、漁業権の不当な集中にあたるおそれがあるときなどが定められています。

一方、同一の漁業権について免許の申請が複数あった場合は同法第73条の規定に基づき、免許をすべき者の決定を行う必要があります。73条の規定を簡単に説明しますと、その下の網掛けの枠内ですが、類似漁業権、いわゆる継続の場合は、漁場を適切かつ有効に活用している既存漁業権者に免許をすることとされており、「適切かつ有効」の判断基準も水産庁が示したものがあため、判断基準は明確といえます。

一方、新規漁業権の場合は、免許の内容となる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域水産業の発展に最も寄与すると認められる者と規定されているため、この規定だけでは判断の基準が明確とはいえません。

以上が、漁業法における免許の基準の規定です。これらを踏ま

え、審査基準の設定が必要な場面を漁業権ごとに当てはめると、下の図のようになります。漁業権の種類は、共同漁業権・区画漁業権・定置漁業権の3種類あり、共同漁業権及び真珠・くるまえび等を除いた区画漁業権は、漁協に免許する団体漁業権、真珠・くるまえび等の区画漁業権及び定置漁業権は漁業者個人や法人に免許する個別漁業権にそれぞれ区分されます。このうち、団体漁業権については、大分県の場合は漁協が県一漁協であるため、免許申請が競合する可能性はありません。よって、審査基準は不要となります。

一方、個別漁業権の場合は、個人又は法人であれば誰でも申請が可能となるため、免許申請が競合する可能性があります。競合した場合は、先ほど説明したとおり「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を決定しなければならないため、審査基準の設定が必要となります。具体的には、類似漁業権で既存漁業権者から申請がなく、新規の申請が複数ある場合や、新規漁業権について、申請が複数ある場合が想定されます。こうした場合に備えて、審査基準は個別漁業権の免許に限定して作成する方針です。

具体的な審査基準の案を次のページ（P 89）に載せていますのでご覧ください。

表題は「漁業法第69条第1項に基づく漁業権の免許に係る審査要領（案）」としております。

第1に趣旨として、個別漁業権の免許申請が複数あるときにおける審査の基準を定めるものとしています。

次に、第2に具体的な審査の観点を記載しています。第2項にあるとおり、「（1）漁業生産の増大」「（2）漁業所得の向上」「（3）就業機会の確保」の3点につながる取組内容を計画書に記載させ、その内容によって比較することとしています。

また、第3項では、これらの取組内容だけでなく、申請者その他関係者の意見聴取を行った結果を総合的に審査したうえで、免許すべき者を決定することとしています。内容については以上です。

次のページ（P 90）からは、申請者に記載してもらう様式ですので、別途ご覧ください。

92ページをご覧ください。審査基準作成までのスケジュールです。本日委員会にて案を説明したところです。審査基準の設定にあたっては、県民の意見を聞く必要があることから、本日説明した案にてパブリックコメントを実施します。期間は、本日より1ヶ月間の6月19日までです。

本日の委員会及びパブリックコメントで寄せられた意見等を参考にしながら、審査基準を作成し7月1日付けの施行を予定しているところです。

「漁業法第69条第1項に基づく漁業権の免許に係る審査要領の作成について」の説明は以上です。

議長 ただいまの報告にご質問等はありませんか。
よろしいでしょうか。
以上で予定していた議案、報告は全て終了しましたが、何かこの機会にご意見等がありましたらおうかがいしたいと思います。よろしいでしょうか。
なければ、これもちまして本日の委員会を終了します。

事務局長 ご審議お疲れ様でした。
次回の委員会は、6月13日に開催予定です。出席のほどよろしく
お願いいたします。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第18回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和5年5月19日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員